

埼労発基0226第5号
令和7年2月26日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」について

標記について、令和7年2月19日付け基発0219第5号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通知がありましたので、傘下の会員等に対する周知等に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。